

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名   | 道路管理課 | 整理番号 | 2-217 |
|-----------------------|--|-------|------|-------|
| 処分の種類                 | 附帯工事に係る原因者への工事費用負担の命令  |       |      |       |
| 根拠法令条例等・条項            | 道路法第59条第3項   |       |      |       |
| 処分の概要                 | 附帯工事の原因となった道路工事が、他の工事又は他の行為のために必要となったものである場合には、附帯工事に要する費用は、その原因者に全部又は一部を負担させることができる。 |       |      |       |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | 別紙「道路損傷事務取扱要領」による  |       |      |       |
| 基準の制定根拠               | 道路損傷事務取扱要領の制定について 5道維第428号   |       |      |       |